

第5章 状態述語文の他動化と使役化II

—「～ようにする」「～ようにさせる」—

5.1 はじめに

第3章、第4章では、状態述語文の他動化と使役化を、状態述語文の他動化形式「～くする」、使役化形式「～くさせる」を通じて考察した。本章では、「～くする」「～くさせる」形と並んで、状態述語文の他動化と使役化に用いられるもう一つの形式「～ようにする」「～ようにさせる」形を取り上げることにする。「～ようにする」「～ようにさせる」形は、第1章序論でも触れたように、述語が「動詞+ない」「動詞+やすい/にくい」「動詞+たい」などで構成される状態述語文や、状態動詞で構成される状態述語文を他動化・使役化の対象にとり得る形式である。

- (1) a. 太郎は楽譜が読める。
b. *先生は太郎に楽譜を読みさせた。
c. 先生は太郎が楽譜を読めるようにした。
d. 先生は太郎に楽譜を読めるようにさせた。*
- (2) a. 太郎が煙草を吸わない。
b. *医者は太郎を煙草を吸わなくした。

*1 使役文における「に」格の被使役者は動作主の意味役割が要求されるが、例(1d)では「太郎に」が経験者の意味役割を持つため、(1d)を(1a)の使役文として解釈することは困難であるとする見方があるかも知れない。つまり、(1d)の「太郎に」を動作主として解釈し、(1d)にはもう一人の関与者が必要であるとする立場である。もちろん、そのような解釈も可能であるが、筆者の調査では(1d)は(1a)の使役文としての解釈も可能であるという結果が得られたので、本論文では(1d)を(1a)の使役文として見なして議論を進めることにする。この問題に関しては5.2.4節で詳しく述べる。

- c. ??医者は太郎に煙草を吸わなくさせた。
- d. 医者は太郎が煙草を吸わないようにした。
- e. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせた。

例えば、(1a)の「太郎は楽譜が読める」という状態を「先生」という別の関与者が引き起こすという状況を表そうとするなら、(1b)の「動詞+(さ)せ」構文では表すことができないが、(1c)や(1d)の「～ようする」「～ようにさせる」構文では表すことができる。また、(2a)の状態を「医者」が引き起こすという状況を表そうとするなら、第4章でも述べたように、(2b)、(2c)は用いることができないが、(2d)、(2e)の「～ようする」「～ようにさせる」構文は用いることができる。このように、「～ようする」「～ようにさせる」構文は、「動詞+(さ)せ」構文や「～くする」「～くさせる」構文では表しきれない部分を表しており、他動化形式・使役化形式として、重要な役割を担っていることが分かる。そこで、本章では、「～ようする」「～ようにさせる」構文を取り上げ、その構文的特徴と意味的特徴について考察する。まず、5.2節「～ようする」「～ようにさせる」の構文的特徴では、「～ようする」を他動化形式、「～にさせる」を使役化形式として規定し、(1c)と(1d)、(2d)と(2e)に見られるような「～ようする」「～ないようにさせる」の関係を中心に、その構文的特徴について考察する。次に、5.3節「～ようする」「～のようにさせる」の意味的特徴では、「～ようする」「～ないようにさせる」構文が表す意味的特徴について考察を行う。

5.2 「～ようする」「～ないようにさせる」の構文的特徴

5.2.1 補文の多様性

「～ようする」「～ないようにさせる」構文は、様々な類型の文を補文に取る。次の(3)、(4)のように、行為や変化を表す、すなわち非状態(出来事)を表す文や、(5)～(7)のように状態を表す文を補文に取る。

- (3) a. 母親は太郎が学校へ行くようにした。
b. 母親は太郎に学校へ行くようにさせた。
- (4) a. 花子は洗濯物が速く乾くようにした。

- b. ?花子は洗濯物を速く乾くようにさせた。
- (5) a. 先生は生徒たちが漢字を読めるようにした。
 b. 先生は生徒たちに漢字を読めるようにさせた。
- (6) a. 母親は息子が煙草を吸わないようにした。
 b. 母親は息子に煙草を吸わないようにさせた。
- (7) a. 彼女はピーマンを、天ぷらにして、食べやすいようにした。
 b. ?彼女はピーマンを、天ぷらにして、食べやすいようにさせた。

本章では、「～ようとする」「～ようにさせる」構文が状態を他動化・使役化の対象にとり得るという点に注目して考察を進める。ただし、次の(8)、(9)のように、願望文「動詞+たい」や述語が形容詞・形容動詞、「名詞+だ」で構成される状態述語文は、補文に取ることができない。このような補文の制約については、5.3.2.5節の「補文の制約」で議論することにする。

- (8) a. ??先生は太郎が勉強したいようにした。
 b. ??先生は太郎に勉強したいようにさせた。
- (9) a. *太郎は部屋が明るいようにした。
 a'. *太郎は部屋を明るいようにさせた。
 b. *太郎は花子が不安なようにした。
 b'. *太郎は花子を不安なようにさせた。
 c. *彼女は息子を医者のようにした。
 c'. *彼女は息子を医者のようにさせた。

5.2.2 他動化形式・使役化形式の「ようとする」「ようにさせる」

「ようとする」「ようにさせる」形は、「ように」と「する」「させる」が結合した形式である。比況の助動詞「ようだ」の連用形であるとされる「ように」は、「ようとする」「ようにさせる」形において、補文化辞としての役割を担っている。例えば、次の(10)では、「ように」が「太郎が煙草を吸わない」を補文化している。つまり、(10)は主文の「医者が～ようとする」「医者が～ようにさせる」と補文の「太郎が煙草を吸わない」からな

る複文構造をしている。以下、「～ようとする」「～ようにさせる」構文が他動詞構文・使役構文として認められるための3つの条件について検討する。

- (10) a. 医者は[太郎が煙草を吸わない]ようにした。
b. 医者は[太郎に煙草を吸わない]ようにさせた。

(10a)、(10b)は「医者」が何らかの働きかけをして、「太郎が煙草を吸わない」という状態を引き起こしたという状況を表している。つまり、主文の事態と補文の事態の間には因果関係が成り立っている。本論文では、(10)のように、主文の事態と補文の事態に因果関係が成り立っている場合、「～ようとする」を他動化形式、「～ようにさせる」を使役化形式とみなすことにする。そして、(10a)のような「～ようとする」構文を他動詞構文、(10b)のような「～ようにさせる」構文を使役構文と呼ぶことにする。

次に、「～ようとする」「～ようにさせる」構文が他動詞構文・使役構文として認められるための条件としては、「～ようとする」「～ようにさせる」構文の主文主語と補文主語に関する条件がある。この点に関しては、小出(1994)の指摘がある。小出(1994)では、「～ようとする」構文を、使役構文(本論文では他動詞構文と呼ぶ)として認めるための条件として、「主文主語と補文主語が異なる」ことをあげている。² つまり、次の(11)のように、主文主語(「太郎」)と補文主語(「花子」)が異なる場合は、使役構文と捉えることができるが、次の(12)のように主文主語と補文主語が、「私」「私」「彼」「彼」のように、同一の場合は自己に向かう使役となり、それは再帰的表現につながるとしている。そして、意味的には自分自身の決意、決心、計画を表すと述べている。

- (11) 太郎は花子が東京へ行くようにした。 (使役)
(12) a. 私は[(私が)毎日野菜を食べる]ようにした。(再帰)
b. 彼は[(彼が)会社に抗議する]ようにした。 (再帰) 小出(1994)

*2 小出(1994)で「～ようとする」構文を使役構文と呼んでいるのは、語彙的使役という観点からであると思われる。研究者によっては、働きかけと働きかけの結果までを含意する他動詞を語彙的使役動詞と呼ぶこともあるが、これは用語の問題である。

本論文では、小出(1994)に従い、(11)のように、主文主語と補文主語が異なる「～ようにする」構文を他動詞構文(小出では使役構文と呼んでいる)と見なすことにする。さらに、小出(1994)では触れていないが、本論文では、「～ようにさせる」構文も、主文主語と補文主語が異なるという条件の下で使役構文と見なすことにする。

最後の条件としては、「～ようにする」「～ようにさせる」が一つの形式として用いられるということである。この点に関しては次節の 5.2.2.1 で詳しく検討する。

以上、「～ようとする」「～ようにさせる」構文を他動詞構文・使役構文とみなすための条件を提示した。まとめると、次のようである。

- ①主文の事態と補文の事態の間に因果関係が成り立つ。
- ②主文主語と補文主語が異なる。
- ③「～ようとする」「～ようにさせる」は一つの形式として用いられている。

5.2.2.1 類似したその他の構文

本節では、他動化形式・使役化形式の「～ようとする」「～ようにさせる」とそれと類似した形式を比較し、他動化形式・使役化形式としての「～ようとする」「～ようにさせる」は一つの形式として用いられるという条件について検討する。

「～ように」が現れる構文には、他動詞構文「～ようとする」、使役構文「～ようにさせる」と類似した解釈を持つものがある。例えば、次の(13a)がある。(13a)は(13b)、(13c)の「～ようとする」「～ようにさせる」構文と類似した使役的な状況を表している。

- (13)
- a. 医者は太郎に煙草を吸わないように命令した・指示した・言った。
 - b. 医者は太郎が煙草を吸わないようにした。
 - c. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせた。

(13a)の「～ように」節は、「命令する」「指示する」「言う」という行為の内容が「太郎が煙草を吸わない」ことであることを表している。動詞「命令する」「指示する」「言う」は、「A が B に C を動詞」という項構造を持ち、(13a)では C が「～ように」節で表されている。つまり、(13a)の「～ように」節は、動詞「命令する」などの項なのである。したが

って、「ように」と「命令する」「指示する」「言う」などの動詞の間には、次の(14)のように動詞を修飾する副詞句を挿入することが可能である。

- (14) 医者は太郎に煙草を吸わないように何度も・厳しく命令した/指示した/言った。

(14)とは対照的に、「～ようとする」「～ようにさせる」構文では次の(15)のように、「ように」と「する」「させる」の間に、副詞句の挿入が不可能である。³

- (15) a. *医者は太郎が煙草を吸わないように何度も・厳しくした。
b. *医者は太郎に煙草を吸わないように何度も・厳しくさせた。

このことから、「ようとする」「ようにさせる」における「する」と「させる」は、(14)の「命令する」などのように語彙的な意味を持っているわけではなく、「ように」と結合し、一つの形式として用いられていることが分かる。さらに、次の(16)、(17)に見るよう、語順置き換えも「～ようとする」「～ようにさせる」構文では不可能であることからも、「ようとする」「ようにさせる」が一つの形式であることが明らかである。

- (16) 医者は煙草を吸わないように太郎に命令した/指示した/言った。
(17) a. *医者は煙草を吸わないように太郎がした。
b. *医者は煙草を吸わないように太郎にさせた。

次は、他動化形式の「ようとする」と類似しているものについて検討する。

*3 (15a)の「医者は太郎が煙草を吸わないように何度も・厳しくした」を適格な文として捉えるためには、次のように「ように」節を補文ではなく副詞節として解釈しなければならない。

- (1) a. 医者は、太郎が煙草を吸わないように、何度も(～を)した。
b. 医者は、太郎が煙草を吸わないように、厳しくした。(「厳しくした」自動詞的な用法)

- (18) a. 僕は髪型を太郎と同じようにしたい。
 b. 僕は太郎と同じように髪型をしたい。
- (19) a. 彼は息子をイチローのようになにしたいと思った。
 b. 息子はイチローのようだ。
- (20) a. 彼は娘を人形のようになにきれいにした。
 b. 娘が人形のようになにきれいだ。

(18a)～(20a)の「ようをする」は、本論文で考察している他動化形式「ようをする」と類似している。しかし、以下説明するように、これらは他動詞構文「～ようをする」とは異なるものである。

(18a)を分析してみると、「する」は、「ようをする」形の「する」ではなく、「髪型をする」における動詞「する」であり、「ように」は、「太郎と同じように」という副詞句を成し、動詞「する」を修飾している。つまり、「ように」は「する」と結合しているわけではなく、「太郎と同じように」という副詞句の中で例示の意味を表す役割をしている。これは、(18a)の「ように」を「みたいに」に交替できることからも確認できる。また、(18a)は(18b)のように、語順を置き換えても文が成立することからも、「ように」は「する」と結合しているわけではないことが明らかである。

(19a)は、(19b)の「息子はイチローのようだ」という状態を「彼」が引き起こすという状況を表す文である。具体的には、「彼」が「息子」に何らかの働きかけをして、「息子」を「イチロー」のような野球選手に育てたい、あるいは、「息子」に「イチロー」のような装いをさせたいなど、文脈によって様々な解釈を持つ。(19a)の「ようをする」における「する」は、第3章、第4章で取り上げた「～く(に)する」構文の「する」である。つまり、「～く(に)する」構文の補文として、(19b)の「息子はイチローのようだ」という状態述語文がきているだけである。したがって、(19a)の「ように」は(19b)の述語である「イチローのようだ」における「ようだ」の連用形であり、「ようをする」は一つの形式ではないことが分かる。また、(19a)が様々な解釈を持つのは、「ようだ」が表す例示・比喩の意味に基因する。

(20a)は(20b)の状態を「彼」が引き起こしたという状況を表しているが、「人形のよう」は、「彼は娘をきれいにした」という「～く(に)する」構文に副詞句として付加されたものである。したがって、「する」は「きれいに」と結合しており、「ようをする」と

いう一つの形式になっているわけではない。

以上のように、「ように」と「する」の連鎖が見られる場合でも、それらが一つの形式として用いられていない場合は、他動化形式の「ようにする」とは異なるものとする。

次に、使役化形式「ようにさせる」と類似した文を取り上げる。

- (21) a. 彼女は子供たちに好きなようにさせてやった。
b. 子供たちが好きなようにする。

(21a)の「ようにさせる」は、使役化形式の「ようにさせる」なのだろうか。(21a)は、(21b)の使役文である。(21b)の「する」は語彙的意味を持った本動詞として用いられており、「好きなように」は「する」を修飾する副詞句である。そして、(21b)を使役化した(21a)には新たな項「彼女」が加わっており、(21a)の「させる」は、(21b)の「する」の使役形であるといえる。このように(21a)の「させる」と(21b)の「する」は使役関係にあるが、他動化形式「ようにする」と使役化形式「ようにさせる」における「する」と「させる」には、このような使役関係が想定できない。なぜなら、次のように、(22a)と(22b)は、同じ項構造を持ち、ほぼ同様の事態を表しているからである。したがって、(21a)の「ようにさせる」は、使役化形式の「ようにさせる」とは異なるものと見なす。なお、(22a)と(22b)の問題に関しては、5.2.3節で論じることにする。

- (22) a. 医者は太郎が煙草を吸わないようにした。
b. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせた。

(21a)の「ようにさせる」における「する」の使役形としての「させる」は、次の(23)においても見られる。(21a)や(23a)の「させる」は自動詞用法の「する」の使役形と捉えるのが妥当であると考えられる。

- (23) a. 彼女は子供たちをおとなしくさせた。
b. 子供たちがおとなしくした。

以上、他動化形式・使役化形式としての「ようにする」「ようにさせる」は、「ように」

と「する」「させる」が結合して一つの形式として用いられるものであることを述べた。

5.2.3 「ようになる」「ようにする」「ようさせる」の自他と使役

本節では、「ようをする」と「ようさせる」が構文的にどのように対立しているかについて考察を行う。

- (24) a. 太郎が煙草を吸わない。
b. 医者は太郎が煙草を吸わないようにした。
c. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせた。

(24b)と(24c)は意味的には同じく「医者」が(24a)の「太郎が煙草を吸わない」という状態を引き起こしたという使役的状況を表しているが、構文的には、「する」の使役形が「させる」であることからすれば、(24b)と(24c)は使役関係にあることになる。しかし、(24b)と(24c)には項関係に変化が見られないため、両者が使役関係にあるとするのは難しい。すると、(24b)と(24c)はいかなる関係にあるのかという問題が生じる。そこで、「ようをする」と「ようさせる」を次の(25)の自他と使役の関係から捉えてみることにする。

- (25) a. 太郎が煙草を吸わない。
b. 太郎が煙草を吸わないようになる。
→ b'. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせる。
c. 医者は太郎が煙草を吸わないようにする。
→ c'. 私は医者に太郎が煙草を吸わないようにさせる。

状態を表す(25a)を出発点として、変化を表す自動詞文(25b)「吸わないようになる」が派生する。なぜなら、状態を他動化・使役化するためには、その中間段階として変化の段階を想定する必要があるからである。そして、(25b)を他動化すると(25c)「吸わないようになる」になり、使役化すると(25b')「吸わないようにさせる」になる。さらに、他動詞

文(25c)を使役化すると(25c')になる。“(25c')は二重使役の意味を表し、若干不自然に聞こえるかも知れない。以上から分かるように、「ようになる」と「ようにする」は自他関係に、「ようになる」と「ようさせる(25b')」は使役関係にある。このような自他と使役の関係から(24b)と(24c)を捉え直すと、(24b=(25c))は、自動詞文(25b)「太郎が煙草を吸わないようになる」の他動詞文であり、(24c=(25b'))は、自動詞文(25b)「太郎が煙草を吸わないようになる」の使役文であることが分かる。

一般に「する」の使役形は「させる」であるとされる。では、次の(26a)「医者は太郎に煙草を吸わないようにさせる」の補文として、(26b)を想定することはできないのだろうか。

- (26) a. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせる。 = (24c)
b. 太郎が煙草を吸わないようにした。

(26b)が(26a)の補文として成立するためには、(26b)の「太郎」が「煙草」を吸わない主体であるという解釈が可能でなければならない。そのような解釈を導き出すためには、(26b)を「太郎」の決心・決意を表す文として捉えるしかないが、それは、(26b)に主文主語と補文主語が同一である再帰構文の構造を想定することになる。そして、(26)に再帰構文の構造を想定すると、次の(27a)と(27b)に示すように、両者には項の変化が見られない。したがって、両者を使役関係にあるとするのは困難である。

- (27) a. 医者は[太郎に煙草を吸わない] ようにさせた。
b. 太郎が[太郎が煙草を吸わない] ようにした。

以上から、「ようになる」と「ようにする」は自他関係に、「ようになる」と「ようさせる」は使役関係にあることが分かる。このような「なる」と「する」、「なる」と「させる」の対応関係は、すでに考察した第3章、第4章の状態述語文の他動化と使役化にお

*4 本論文では、他動詞文と自動詞文の使役文の対立を中心に議論を進めているため、使役文(25c')に関しては便宜的に触れるにとどめる。

いて、「～くなる」と「～くする」が自他関係に、「～くなる」と「～くさせる」が使役関係にあったのと平行している。

以下、実例を見ながら、「ようになる」「ようにする」「ようくさせる」の自他と使役の関係を確認してみることにする。各例の a は実例であり、b は a の「ようにする」を「ようくさせる」に交替させたり、a の「ようくさせる」を「ようにする」に交替させた文である。そして、それぞれの a の文と b の文には「ようになる」が対応している。

- (28) a. 彼等が二度と切支丹に近づかぬようにさせることができが役人たちの狙いなのでした。『沈黙』

⇒ 彼等が二度と切支丹に近づかぬようになる。

- b. 彼等が二度と切支丹に近づかぬようにすることが役人たちの狙いなのでした。

⇒ 彼等が二度と切支丹に近づかぬようになる。

- (29) a. マイカーを競争相手としているのは、タクシーだけではない。私鉄やバスも同様である。朝、(～に)家をマイカーで出ないようにさせることは共通の課題である。『朝日新聞 2000.4.5』

⇒ (～が)家をマイカーで出ないようになる。

- b. マイカーを競争相手としているのは、タクシーだけではない。私鉄やバスも同様である。朝、(～が)家をマイカーで出ないようにすることは共通の課題である。

⇒ (～が)家をマイカーで出ないようになる。

- (30) a. アミロイドの元になるたんぱく質をつくりださないようにさせる阻害剤も研究されています。『朝日新聞 2001.10.20』

⇒ アミロイドの元になるたんぱく質をつくりださないようにする。

- b. アミロイドの元になるたんぱく質をつくりださないようにする阻害剤も研究されています。

⇒ アミロイドの元になるたんぱく質をつくりださないようにする。

- (31) a. 「それぐらいできるだろう」と言っちゃったらこちらの負け。できない選手にどうしたらできるようにさせるか、それが指導者の役目だと思いますから。『朝日新聞 2002.1.11』

⇒ できない選手ができるようになる。

- b. 「それぐらいできるだろう」と言っちゃったらこちらの負け。できない選手をどうしたらできるようにするか、それが指導者の役目だと思いますから。

⇒ できない選手ができるようになる。

(28a)～(31a)の「近づかぬようにさせる」「出ないようにさせる」「つくりださないようになる」「できるようにさせる」は、それぞれ(28b)～(31b)において、「近づかぬようにする」「出ないようにする」「つくりださないようにする」「できるようにする」に交替させても、無理なく一文として成立し、項の変化も生じない。さらに意味的にも(28a)～(31a)とほぼ同様の事態を表している。なお、(28a)～(31a)や(28b)～(31b)にそれぞれ対応する文としては、自動詞文の「～ようになる」が想定される。

次の(32a)～(34a)は実例であり、(32b)～(34b)は a の文の「ようをする」を「ようになる」に交替させた文である。

- (32) a. この建造は、最高機密に属することで、その内容が外部にもれぬようになるため、絶対に信頼できる所員しかそれに従事させないことになっている。

〔戦艦武藏〕

⇒ その内容が外部にもれぬようになる。

- b. この建造は、最高機密に属することで、その内容を外部にもれぬようになるため、絶対に信頼できる所員しかそれに従事させないことになっている。

⇒ その内容が外部にもれぬようになる。

- (33) a. ハワイ作戦の目的は、アメリカ艦隊を六ヶ月間真珠湾から出られないようにするということであったが、「大和」や「長門」の日本の主力部隊も、ミッドウェー作戦まで、まる六ヶ月間、ほとんど柱島の泊地を動かなかつた。

〔山本五十六〕

⇒ アメリカ艦隊が六ヶ月間真珠湾から出られないようになる。

- b. ハワイ作戦の目的は、アメリカ艦隊を六ヶ月間真珠湾から出られないようにさせることであったが、「大和」や「長門」の日本の主力部隊も、

ミッドウェー作戦まで、まる六ヶ月間、ほとんど柱島の泊地を動かなかつた。

⇒ アメリカ艦隊が六ヶ月間真珠湾から出られないようになる。

- (34) a. 社長がスムーズに仕事をできるようにするのは、秘書たる者のつとめである。
「女社長に乾杯！」

⇒ 社長がスムーズに仕事をできるようになる。

- b. 社長に/がスムーズに仕事をできるようにさせるのは、秘書たる者のつとめである。

⇒ 社長がスムーズに仕事をできるようになる。

(32a)～(34a)の「もれぬようにする」「出られないようにする」「できるようにする」は、それぞれ(32b)～(34b)において、「もれぬようにさせる」「出られないようにさせる」「できるようにさせる」に交替させているが、文が自然に成立している。しかも(32b)～(34b)には項の変化も生じておらず、(32b)～(34b)は(32a)～(34a)とほぼ同様の事態を表している。なお、(32a)～(34a)や(32b)～(34b)にそれぞれ対応する文としては、自動詞文「～ようになる」が想定される。

次の例は、早津(1995)で使役表現における使役対象の格問題について論じているところであるが、「させる」と「なる」を対応させているところが見られる。

- (35) 「初めから私は、ここの子供たちにモーツァルトやベートーベンのソナタを弾けるようにさせよう、などとは毛頭考えていなかった。(メキシコからの手紙)」
これに対する使役でない文を考えるとすると、[子供たちにソナタが弾けるようになる] [子供たちがソナタを弾けるようになる]のいずれも考えられ、……。

早津(1995)p.167

5.2.4 格パターンの多様性

本節では、「～ようをする」「～ようにしてやる」構文の格パターンについて考察する。両構文の格パターンは次の(36)のようである。ここで、注目したいのは補文主語「Y」の格についてである。「Y」は、「～ようをする」構文では「が」格で現れ、「～ようにしてやる」

る」構文では「に」格で現れる。

- (36) 「X は/が Y が (～を) ～ようにする」
「X は/が Y に (～を) ～ようさせる」

ところが、(36)のような格パターンは、異なる形を取ることがある。つまり、(37)に示すように「～ようをする」構文では、「Y が」が「Y を」で標示されたり、「～ようさせる」構文では、「Y に」が「Y が」で標示されたりする例が観察される。

- (37) 「X は/が Y を (～を) ～ようにする」
「X は/が Y が (～を) ～ようさせる」

まず、「～ようをする」構文の例を取り上げる。

- (38) a. ハワイ作戦の目的は、アメリカ艦隊を六ヶ月間真珠湾から出られないようにするということであったが、…… (33)の再掲 「山本五十六」
b. 新発売のファンデーションには、顔のしみ・そばかすが(を)目立たないようになる効果があるらしい。
c. 私はスプレーをして、窓のガラスが(を)くもらないようにした。
d. 点字ブロックに車いす前部の小さな車輪をとられることがあるうえ、健常者にはわかりにくいが、ホームは雨水が(を)たまらないようになるカマボコ形の緩やかな傾斜がある。 「朝日新聞 2002.7.17」
e. 寒暖で伸び縮みしても橋が(を)壊れないようになるための部分で、ギザギザの金属やゴムなどでできています。 「朝日新聞 2002.7.18」

(38a)は実例であるが、補文主語の「Y」が「が」格ではなく、「を」格で標示されている。また、(38b)～(38e)では、「が」格を「を」格にしても文が成立する例である。ただし、このような格の交替は可能表現の場合や「Y」の意味役割が対象である場合に限られるようである。なぜなら、「Y」の意味役割が動作主の場合は、次の(39)や(40)のように「を」格に交替できないからである。

(39) a. 私は忍びなどが邸内に入らないようにした。

b. ??私は忍びなどを邸内に入らないようにした。

(40) a. 太郎は花子が部屋に入るようとした。

b. ??太郎は花子を部屋に入るようとした。

次は「ようにさせる」構文の例を取り上げる。

(41) a. 自分の子供は必ず外国で生活できるようにさせるのが親の願望であり、そのためにも誰もが一生懸命になったのです。 【朝日新聞 1991.9.10】

b. 社長がスムーズに仕事をできるようにさせるのは、秘書たる者のつとめである。

c. コーチは太郎が(に)テニスができるようにさせた。

d. 先生は太郎が(に)楽譜が読めるようにさせた。

(42) a. 私も特殊学級の担任だった時、「いかにして障害生徒が周囲に迷惑をかけぬようにさせるか」を第一義的な職務として考えがちでした。

【朝日新聞 2002.6.1】

b. しづれにしても、最近の日本経済の超好況と企業収益の絶好調の中で、勤労者の生活水準だけが取り残されるようなことがあってはならない。そのためには、この問題を世間が見逃さないようにさせることだ。

【朝日新聞 1990.5.14】

c. 砂場に猫がうんこをしないようにさせる努力も大切だろう。

【朝日新聞 1998.6.9】

(41)、(42)は、補文主語を「Yに」から「Yが」に交替できる例である。使役文におけるこのような格交替の現象には、使役文における「に」格の被使役者の問題が絡んでいると考えられる。使役文において「に」格の被使役者は、動作主の意味役割を持たなければならぬが、(41)のように可能動詞が補文の述語である場合は、被使役者に動作主の意味役割を期待できない。そこで、「に」格を「が」格に交替させることで、「に」格の被使役者に関する制約の違反を起こさず、経験者である被使役者を表すことを可能にしているのではないかと考えられる。また、「に」格の名詞句を動作主として解釈して他動詞文の

使役文と捉えられてしまうこともあり得るため、その曖昧性を取り除くためでもあると考えられる。例えば、次の(43a)の「太郎に」を動作主として解釈すれば、(43b)のようにもう一人の関与者(花子)を想定しなければならなくなる。実際、話者によっては(43a)を(43b)の解釈を持つ文として解釈する人もいる。そこで、(43a)の「太郎に」を(43c)のように「太郎が」にすることで、その曖昧性を排除することが可能になるわけである。

ただし、「～ようにさせる」構文では経験者の意味役割を持つ被使役者が「に」格で表されることが可能である。例えば、(31a)の「できない選手にどうしたらできるようにさせるのか」における「できない選手に」や(35)の「初めから私は、ここの子供たちにモーツアルトやベートーベンのソナタを弾けるようにさせよう、などとは毛頭考えていなかつた」における「子供たちに」がそれである。このことから、「～ようにさせる」構文では「に」格の被使役者に関する制約が「～くさせる」構文に比べて厳しく働いていないのではないかと考えられる。

- (43) a. 先生は太郎に楽譜を読めるようにさせた。 (1)の再掲
b. 先生は太郎に花子が楽譜を読めるようにさせた。
c. 先生は太郎が楽譜を読めるようにさせた。

ところが、(42)では、補文の述語が可能動詞ではないにもかかわらず、被使役者が「に」格ではなく「が」格で標示されている。この格交替の問題に関しては、現在の段階では明確な見解を示すことはできないが、(42)における被使役者も、動作主性が弱いという特徴を持っているという点を指摘しておきたい。

5.3 「～ようにする」「～ようにさせる」の意味的特徴

5.3.1 小出(1994)

小出(1994)は、他動詞構文(使役構文)「～ようにする」の意味的特徴として以下の5つをあげている。本節では、その意味的特徴を検討し、次節の 5.3.2 で本論文の主張を述べることにする。

①被使役事態の性質－使役者(使役主)の意図性

- ② ようにする形は何に働きかけるか—間接性・条件整備性
- ③ コントロール性と縛張り—結果事態実現に関して
- ④ ヨウニスル形と副詞句—意図性あるいは計画性
- ⑤ 埋め込み文の性質—一時性・選択性

① の被使役事態の性質—使役者の意図性—とは、使役行為が意図されたものであるということである。したがって、次の(44)のような使役事態と被使役事態に因果関係はあるが、それが意図された行為ではなく、また、たとえ意図されていたとしても、それが実現されることが確実な種類の内容ではない場合には「ようする」では表せないとしている。

- (44) a. (X が)客が心のこもったもてなしを*喜ぶようとする。
 b. (X が)彼女が彼の帰国を*悲しむようとする。 (括弧内は筆者による)

① の意味的特徴は使役主が有生物の場合には当てはまるが、使役主が無生物の場合には当てはまらない。つまり、次の(45)のように使役主が無生物の場合は使役主に意図性を求めることはできず、使役主の使役行為と被使役事態は単なる因果関係にあると捉えるのが自然ではないかと考えられる。

- (45) a. そんな運動はお腹の子供が必要以上に育ちすぎないようにするから、産が軽くてすむわけだ。 「忍ぶ川」
 b. アミロイドの元になるたんぱく質をつくりださないようにさせる阻害剤も研究されています。 「朝日新聞 2001.10.20」

また、(44)は、たとえ意図されていたとしても、それが実現されることが確実な種類の内容ではないため、非文になるとしているが、これは、おそらく「喜ぶ」「悲しむ」が感情的な側面とかかわっているためであると思われる。しかし、次のように自然な文を作ることも可能である。

- (46) 訳者などには売れやすいように、読み手が喜ぶようにするのを役目だと考
 えている者もいる。

②の間接性・条件整備性とは、被使役事態の実現が可能になるような環境整備を表現するという特徴である。使役形の使役行為が被使役者に対して直接行われることを示すのに對し、「ようとする」形は働きかけを直接に行わず、間接的であることを示すものだと述べている。

- (47) a. (X が)太郎が部屋に入るようとする。
b. (X が)降った雨が、池に流れ込むようにした。 (括弧内は筆者による)

(47a)は「太郎が部屋に入るようとする」方法がどのようなものかに関しては、明確ではなく、(47b)は「降った雨」そのものに働きかけるのではなく、「雨が池に流れこむ」ための環境作りをして、「池に流れこむ」ことの実現を図るものであると説明している。この意味的特徴に関しては、5.3.2 節で議論することにする。

③のコントロール性と縛張りとは、主文主語の補文主語へのコントロールが強いと解釈される場合に、被使役事態の結果実現度も高くなるということである。したがって、(48a)～(48d)にいくにつれて被使役事態の結果実現度が高くなると述べている。このことから、「ようとする」形が持つ使役性というのは、文法的な要素外の語用論的要素の変化によってその強さを変えるものではないかと述べている。

- (48) a. 太郎が東京に行くようにした。
b. 切った木が山側に倒れるようにした。
c. 子どもたちが毎日牛乳を飲むようにした。
d. 私はその仕事をするようにした。

「～ようとする」構文の被使役事態の結果実現度の高低には、コントロール性と縛張りという語用論的な要素がかかわっているかも知れない。しかし、語用論的な要素の他にも、かかわりを持つと思われる要素はある。例えば、補文主語が有生物であるか無生物であるか、そして補文にどのような類型の文がくるかということである。まず、補文主語の有生・無生について見ると、無生物の場合は、有生物の場合に比べ使役主の働きかけによって変化が実現される可能性が高いので、当然結果実現度も高くなると考えられる。したがって、(48a)と(48b)では、(48b)の方が、結果実現度が高く感じられるのである。

次に、補分の類型について見ると、次の(49)のように同じく主文主語は「先生」で、補文主語は「太郎」である場合においても、(49b)、(49c)のように補文に状態(可能表現)を表す文がくると、(49a)より結果実現度が相対的に高くなる。このことから、補文の類型も関係していると考えられる。

- (49) a. 先生は太郎が勉強するようにしたが、太郎は勉強しなかった。
b. ?先生は太郎が楽譜を読めるようにしたが、太郎は読めなかった。
c. ?先生は太郎に楽譜を読めるようにさせたが、太郎は読めなかった。

④の意図性あるいは計画性とは、②の条件整備性と関連するものである。

- (50) a. 犯人は、2時間後に爆弾を爆発させた。
b. 犯人は、2時間後に爆弾が爆発するようにした。

(50a)は、「2時間は何もせず、2時間後に初めて爆発を起こさせる行為をした」という意味で、(50b)は「何時間後に爆発するかは選択可能であり、たまたま2時間後という時点を選択した」という意味になる。そして、このような解釈の違いは、「ようにする」形の条件整備性が、かなり計画的なものであり、かつ責任を持つということに由来するとしている。この問題に関しては5.3.2節の「～ようにする」「～ようにさせる」構文の意味で議論することにする。

⑤の埋め込み文の性質——時性・選択性とは、補文の事態が一時的な性質を持つということである。例えば、次の(51a)は一時的にその行為を保留している状態を示しており、その行為を保留させている要因が取り除かれれば、その行為が再開可能だという含みを持っている。逆に(51b)のように、ある行為が基本的な機能・条件が回復不可能な状態にあっては、「ようにする」はやや不自然な文になると述べている。

- (51) a. 男はピストルを突きつけて、太郎が動かないようにした。
b. ?激しく抵抗する太郎を失神させて、動かないようにした。

(51b)が不自然なのは、「～ようにする」構文の補文が一時性を持つためではなく、補文の動詞の性質に原因があると考えられる。なぜなら、「太郎」が失神していることと、失

神している「太郎」に「動く」という[+意志性]の動作を求めるることは矛盾するからである。したがって、「太郎」の状態を表す「動けないようにした」にすれば、文は自然なものとなる。

また、選択性とは補文の事態が「A か A でないか」という二者択一的であることを表すとするものである。「大きい」「広い」のような形容詞は、相対的な認識のもとに成立するもので、必ずしも「大きいか大きくなきいか」というのは二者択一的にはならないので「ようとする」形は成立しない。「ようとする」形が可能形や否定形と共に使われることが多いのは、このような選択性という性質によるところが大きいと述べている。

- (52) a. *荷物を片づけて、通路が広いようにする。
b. *空気を入れて、風船が大きいようにする。

小出(1994)の選択性というのは、「ようとする」構文の補文制約を説明するには妥当ではない。なぜなら、「～ようとする」「～ようさせる」構文の補文には行為や変化などを表す動詞述語文もくるわけであるが、それらからは「A か A でないか」という二者択一的な性質は見出せないからである。「～ようとする」「～ようさせる」構文の補文の制約に関しては 5.3.2.5 節で述べる。

以上、小出(1994)であげている「～ようとする」構文の意味的特徴について検討したが、妥当であると考えられるのは、議論の余地はあるものの、②の間接性・条件整備性と④の意図性・計画性である。以下、この二つの意味的特徴の検証を含め、これらが本論文で主張する「～ようとする」「～ようさせる」の意味的特徴とどのように関連するかについて考察を進める。

5.3.2 「～ようとする」「～ようさせる」構文の意味

5.3.2.1 結果を表す「ように」

本節では、「～ようとする」「～ようさせる」構文がどのような意味を表すかについて考察する。考察に入る前に、まず、「ようとする」「ようさせる」の「ように」の意味について、先行研究を中心に考えてみることにする。

永野(1969)は、現代語の「ようだ」の原型は古典語の「やうなり」であり、「やうなり」

は、体言「やう(様)」に断定の助動詞「なり」が接続した連語であるとしている。そして、その意味は「……の状態である」「……と同じ様子である」であるとし、「ように」の意味を、さらに「比喩」「内容の指示」「目的」「例示」「不確かなまま、遠回しの断定」「願い・希望」「軽い命令」に下位分類している。

石川(1988)は、目的を表す「ために」と「ように」の比較考察を行っており、「ために」は「自分の意志で直接コントロール出来る目的」を表し、「ように」は「自分の意志で直接コントロール出来ない目的」を表すと述べている。例えば、次の(53a)のように、「出る」が自分自身の外に出るという意志的動作を表している場合には「ために」が使われ、(53b)のように、自分の意志的な動作ではない肩が外に出るという「結果」や「変化」には「ように」が使われると述べている。

- (53) a. 部屋から出るために、裏のドアを開けた。
b. 肩の部分が出るように、デザインを変えた。 (石川 1988)

以上の先行研究を踏まえると、「ようにする」「ようにさせる」の「ように」は、「結果」を表す用法と関連していると考えられる。つまり、「ように」は統語的には補文化辞としての役割を担いながら、意味的には、補文で表される事態が他動化や使役化の「結果」であることを示している。このように、「ように」が他動化や使役化の結果を表すのは、第3章で考察を行った「～くする」「～くさせる」構文における「～く」が他動化・使役化の結果を表すのと平行している。

| | |
|-----------------|------------------|
| ～ <u>よう</u> にする | ～ <u>よう</u> にさせる |
| ～くする | ～くさせる |
| 結果 | 結果 |

例) ～できるようにする ～できるようにさせる
～明るくする ～明るくさせる
結果 結果

5.3.2.2 状態変化を表す「～ようにする」「～ようにさせる」

前節では、「～ようにする」「～ようにさせる」構文における「ように」節が他動化と使役化の「結果」を表すと述べたが、本節では、この「結果」とは具体的にどのようなものであるかについて考察を進める。

5.2.3 節 「「ようになる」「ようをする」「ようにさせる」の自他と使役」では、「～する」「～ようにさせる」が「～ようになる」と自他と使役の関係にあることを論じた。この自他と使役の関係は、「～ようにする」「～ようにさせる」構文の意味的特徴に反映される。つまり、状態変化を表す「～ようになる」が「～する」「～ようにさせる」と対応していることから、「～ようにする」「～ようにさせる」構文は、「補文主語の状態変化」を表すという意味的特徴を持つことが予想されるのである。例を見ながら、検討していく。

- (54) a. 先生は太郎が楽譜を読めるようにした。
b. 先生は太郎に楽譜を読めるようにさせた。
c. 太郎が楽譜を読めるようになった。
- (55) a. 医者は太郎が煙草を吸わないようにした。
b. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせた。
c. 太郎が煙草を吸わないようになった。
- (56) a. 太郎は花子が料理を作るようにした。
b. 太郎は花子に料理を作るようにさせた。
c. 花子が料理を作るようになった。
- (57) a. 界面活性剤とは、油が水に溶けるようにするものである。
b. ?界面活性剤とは、油を水に溶けるようにさせるものである。
c. 油が水に溶けるようになった。

(54)～(57)を見ると、各例の a と b の「～ようにする」「～ようにさせる」構文は、補文の主語である「太郎」「太郎」「花子」「油」の状態変化、すなわち属性・性質の変化を表している。具体的に見ると、(54)では「太郎」は楽譜が読めなかつたが、読めるようになったという「太郎」の能力の変化を、(55)では「太郎」が禁煙するようになったという

「太郎」の習慣の変化を、(56)では「花子」が以前は料理を作らなかったが料理を作るようになったという「花子」の習慣の変化を、(57)では「油」というものは本来水に溶けないものだが、それを水に溶ける性質のものに変化させるという「油」の性質の変化をそれぞれ表している。そのような状態変化の意味は、次の(58)の「動詞+(さ)せ」構文との比較からも確認することができる。つまり、(58)のように、「動詞+(さ)せ」構文は、一回一回の出来事が起こったことは表しているが、補文主語の状態変化の実現までは表していないからである((54)は「読めさせた」が非文になるため、「読ませた」にしてある。また、(55)の「吸わないようにさせる」と「吸わせない」は「ない」+「(さ)せ」と「(さ)せ」+「ない」で異なる形式であるため、比較するのは難しい)。

- (58) a. 先生は太郎に楽譜を読ませた。
b. 太郎は花子に料理を作らせた。
c. 界面活性剤とは、油を水に溶けさせる/溶かすものである。

また、次のような文からも「～ようにする」「～ようさせる」構文が表す状態変化の意味的特徴をうかがうことができる。

- (59) a. 太郎は花子に料理を作るようさせた。その結果、花子は料理を作るようになった。
b. ??太郎は花子に料理を作らせた。その結果、花子は料理を作るようになった。

以上から、「～ようにする」「～ようさせる」構文は補文主語の状態変化を表すという意味的特徴を持つことが分かる。そして、そのような意味的特徴は「～ようにする」「～ようさせる」が「～ようになる」と対応していることに起因する。つまり、(54)、(55)のように「太郎は楽譜が読める」「太郎は煙草を吸わない」という状態述語文の場合は、他動化・使役化するために変化という過程が必要となる。そして、「ようになる」がその変化の過程を担っており、意味的にも状態変化の意味を導き出している。一方、(56)、(57)のように補文が非状態の場合は、状態述語文とは違って変化の過程が必要なわけではないが、「ようになる」という変化の過程を加えることによって状態変化の意味が加わっていると考えられる。

5.3.2.3 未実現の状態変化を表す「～ようとする」「～ようにさせる」

前節では「～ようとする」「～ようにさせる」構文は補文主語の状態変化を表す意味的特徴を持つと述べた。ただし、ここで、注意しなければならない点がある。それは、「～ようとする」「～ようにさせる」構文が表す補文主語の状態変化というのではなく、未実現のものであるということである。そして、この未実現の状態変化という特徴によって、「～ようとする」「～ようにさせる」構文は同じく補文主語の状態変化を表す「～くする」「～くさせる」構文と対立を成している。

未実現の状態変化というのは、先の(54)～(57)の例でいえば、「太郎」の能力の変化や「太郎」の習慣の変化などがまだ実現しているわけではないということである。

- (60) a. 先生は太郎が楽譜を読めるようにした。 (54)の再掲
b. 先生は太郎に楽譜を読めるようにさせた。
- (61) a. 医者は太郎が煙草を吸わないようにした。 (55)の再掲
b. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせた。
- (62) a. 太郎は花子が料理を作るようにした。 (56)の再掲
b. 太郎は花子に料理を作るようにさせた。
- (63) a. 界面活性剤とは、油が水に溶けるようにするものである。 (57)の再掲
b. ?界面活性剤とは、油を水に溶けるようにさせるものである。

(60)～(63)において、述語の時制は、「ようにした」「ようにさせた」のように、過去形になっている。つまり、主文の事態「先生が～ようにした/させた」「医者が～ようにした/させた」「太郎が～ようにした/させた」などは、すでに行われていることを表している。しかし、他動化・使役化の結果である「太郎は楽譜が読める」「太郎は煙草を吸わない」「花子が料理を作る」「油が水に溶ける」という事態が実現していることまでは表していないのである。つまり、(60)～(63)の文は、主文主語の働きかけはすでに行われているが、働きかけの結果、すなわち補文主語の状態変化は未実現のままであることを表す((60)～(63)の主文の述語の時制が現在形である場合にも同様である)。これは、「～ようとする」「～ようにさせる」構文が、働きかけの結果を含意しない表現であることを意味する。そして、このような意味的特徴は「～ようとする」「～ようにさせる」構文の結果実現度が

低いという事実からも確認できる。

- (64) a. ??先生は太郎に楽譜を読ませたが、太郎は読まなかった。
b. ??太郎は花子に料理を作らせたが、花子は作らなかつた。
- (65) a. ??太郎は部屋を明るくしたが、部屋は明るくならなかつた。
b. ??彼は息子を医者にさせたが、息子は医者にならなかつた。
- (66) a. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせたが、太郎は吸つた。
b. 太郎は花子に料理を作るようさせたが、花子は作らなかつた。
- (67) a. ?先生は太郎が楽譜を読めるようにしたが、太郎は読めなかつた。
b. ?先生は太郎が部屋に入れるようにしたが、花子は入れなかつた。

一般に(64)のような「動詞+(さ)せ」構文は結果事態を否定すると、文が不自然になってしまふことから、結果実現度の高い形式であると指摘されている。また、本論文で考察した「～くする」「～くさせる」構文も(65)のように結果事態を否定すると、文が不自然になることから、結果実現度の高い形式であることが分かる。それに対して、(66)のように「～ようとする」「～ようさせる」構文は、結果事態を否定しても文が自然に成立することから、働きかけの結果を必ずしも含意する表現ではないことが分かる。ただし、(67)のように補文が可能表現の場合は結果事態を否定することが若干難しくなる傾向が見られるが、これは可能表現の特性上一旦習得された性質を否定することが難しいということが影響していると考えられる。このように「～ようとする」「～ようさせる」構文は、働きかけの結果を含意しないという意味的特徴を持つが、働きかけの結果を含意しないということは結果が未実現であるということでもあるのである。このことから、「～ようとする」「～ようさせる」構文と「～くする」「～くさせる」構文は共に状態変化を表すが、「～ようとする」「～ようさせる」構文が未実現の状態変化を表すという意味的特徴を持つ点で両構文は対立していることが分かる。

それでは、このような未実現の結果という意味的特徴は、どこから生じるのだろうか。それは、「～ようとする」「～ようさせる」構文の補文の述語が、現在時制でしか現れないという特徴を持つことに基づくと考えられる。他動詞構文や使役構文において、働きかけの結果は、働きかけより後に起るものが当然のことではあるが、「動詞+(さ)せ」構文のように働きかけの結果(被使役事態)に時制形式がない場合とは違って、働きかけの

結果(被使役事態)が現在時制で現れている「～ようとする」「～ようにさせる」構文では、使役事態と被使役事態との時間的な差が明確に示されることになる。したがって、働きかけの結果は、相対的に未来の出来事となり、未来の出来事とは未実現のものもあるわけである。この「未実現の結果」を引き起こすということから、「～ようとする」「～ようにさせる」構文が表す他動化・使役化の結果とは、厳密にいえば、「結果」ではなく、「結果指向」なのである。

それでは、ここで小出(1994)で指摘している「～ようとする」構文の間接性・条件整備性はなぜ生じるのかについて考えてみたい。これには、三つの可能性が考えられる。

一つは、本論文で論じている「～ようとする」構文の意味的特徴、すなわち、働きかけの結果が未実現のものであるという意味的特徴が、条件整備性を生じさせている可能性である。なぜなら、条件整備・環境整備というのは、ある事態がまだ実現していない段階において、その事態を実現させるべく行う行為であるため、本論文で述べている「未実現の結果」という意味的特徴からすれば、当然生じてくる意味であると考えられる。

二つは、「～ようとする」構文の格パターンが関係している可能性である。「～ようとする」構文は「X が [Y が V] ようとする」のように、補文の主語が「が」格で表されるのが一般的であるが、これによって、使役主「X」が被使役者「Y」に直接働きかけるという意味が薄れてしまうのではないかと思われる。それは、補文の主語の格を「が」格から「を」格に交替させて見ると、間接性が薄れることからも分かる。

- (68) a. 新発売のファンデーションには、顔のしみ・そばかすが/を目立たないよう
うにする効果があるらしい。 (38)の再掲

- b. 私はスプレーをして、窓のガラスが/をくもらないようにした。

(38)の再掲

- c. ハワイ作戦の目的は、アメリカ艦隊を六ヶ月間真珠湾から出られないよう
にすることであったが、…… (38)の再掲 「山本五十六」

(68)のように、補文主語「Y」の意味役割が対象の場合、「が」格を「を」格に交替できるが、補文主語「Y」が「を」格で現れることによって使役主「X」の働きかけが直接補文主語「Y」に向かうという含意が強くなると考えられる。

三つ目の可能性は、間接性・条件整備性とは、「～ようとする」構文が常に持つ意味で

はなく、補文主語の状態変化を現実世界との関係から捉えることによって生じる語用論的な解釈であるとするものである。つまり、間接性・条件整備性は、当該の状態変化が、補文主語に直接働きかけるのではなく、他の何かに働きかけることによって、結果的に実現されるものであると解釈される場合に生じるのではないかということである。

- (69) a. 先生は太郎が部屋に入れるようにした。
b. (X が) 降った雨が、池に流れ込むようにした。 小出(1994)
c. 僕は穴を塞いで、ねずみが出られないようにした。
d. 僕は窓を閉めて、雨が部屋に入らないようにした。
e. コーチは窓を閉めて、ボクサーが汗をかきやすいようにした。
- (70) a. 先生は太郎が楽譜を読めるようにした。
b. 母親は息子が煙草を吸わないようにした。

(69)では間接性・条件整備性が感じられるが、(70)では感じられない。(69a)では「太郎が部屋に入る」という状態が、「太郎」の能力の変化というより、周囲の状況の変化の結果、「太郎」が部屋に入ることが可能になったという解釈の方が自然なため、条件整備性が生まれる。このように、可能表現が条件可能を表す場合には、特に条件整備性が感じやすくなる。また、(69b)～(69e)も「雨が池に流れ込む」「ねずみが出られない」「雨が部屋に入らない」「ボクサーが汗をかきやすい」という状態が、「雨」「ねずみ」「ボクサー」に直接働きかけるというより、他の何かに働きかけることによって、結果的に実現されるものであるという解釈の方が自然なため、条件整備性が感じられるのである。それに対して、(70)では、「太郎」や「息子」の能力・習慣の変化というものが、他の何かに働きかけることによって間接的に実現されるものであるという解釈より、「太郎」や「息子」に直接働きかけた結果、生じる状態変化であるという解釈の方が優先されるので、間接性・条件整備性は感じにくいのである。特に、(70a)のように、可能表現が能力可能を表す場合は、条件可能を表す場合とは対照的に間接性・条件整備性が生じないという特徴が見られる。以上から、間接性・条件整備性は、「～ようとする」構文が持つ本質的な意味ではなく、語用論的に生じる解釈であると考えられる。

5.3.2.4 時間副詞句の解釈

「～ようにする」「～ようにさせる」構文が表す「未実現の結果」というのは、「～ようにする」「～ようにさせる」構文における時間副詞句の解釈の問題からも確認することができる。使役文における時間副詞句の解釈としては、次の3つの可能性が考えられる。

- ①主文と補文両方にかかる
- ②主文にのみかかる
- ③補文にのみかかる

Shibatani(1976)では、「動詞+(さ)せ」構文には、①と③の解釈しか存在しないと指摘している。

(71) 太郎は次郎を6時に起きさせた。

例えば、(71)における時間副詞句「6時に」の解釈には、次の二通りが可能であると指摘している。

①主文と補文両方にかかる解釈；

「6時に」が「太郎」の使役行為が行われた時間と「次郎」が起きた時間を指す。

③補文にのみかかる解釈；

「6時に」が「次郎」が起きた時間のみを指し、「太郎」の使役行為は6時以前に行われている。

なお、残りの②の解釈、すなわち「6時に」が「太郎」の使役行為が行われた時間のみを指し、「次郎」が実際起きたのは「6時」以降であるという解釈は不可能であることを指摘している。(71)が持つ二つの解釈は「6時に」が主文の位置に現れても同様に発生する。

それでは、「～ようにする」「～ようにさせる」構文ではどうだろうか。まず、「6時に」が補文の位置に現れる場合を見てみる。

- (72) a. 太郎は次郎が6時に起きるようにした。
b. 太郎は次郎に6時に起きるようにさせた。

(72)では、③の補文にのみかかる解釈のみが可能である。つまり、「6時に」は「次郎」が起きる時間を指し、「太郎」の使役行為は「6時」以前に行われているという解釈である。次は、「6時に」が主文の位置に現れる場合を見てみる。

- (73) a. 太郎は6時に次郎が起きるようにした。
b. 太郎は6時に次郎に起きるようにさせた。

(73)では、②と③の二つの解釈が可能である。

②主文にのみかかる解釈；(73b)では、若干難しい。

「6時に」は「太郎」の使役行為が行われた時間を指し、「次郎」が起きたのは「6時」以降である。

③補文にのみかかる解釈；

「6時に」は「次郎」が起きる時間を指し、「太郎」の使役行為は「6時」以前に行われている。

③の補文にのみかかる解釈は、「動詞+(さ)せ」構文と同様に「～ようとする」「～ようさせる」構文でも可能な解釈である。ここで、注目すべき点は、「～ようとする」「～ようさせる」構文においては、「動詞+(さ)せ」構文では可能だった①の主文と補文の両方にかかる解釈が不可能であるという点と、「動詞+(さ)せ」構文では不可能だった②の主文にのみかかる解釈が可能であるという点である。これらの解釈を可能にしているのは、何かについて考えてみることにする。それは、補文の事態が現在時制で現れるという「～ようとする」「～ようさせる」構文の特徴から説明できる。まず、①の主文・補文両方にかかる解釈が不可能である点に関して考えてみる。先に「～ようとする」「～ようさせる」構文では、補文の事態が現在時制で現れるため、主文の事態と補文の事態の間には、明白な時間的な差が存在すると述べた。しかも、(72)、(73)では主文の述語が、「ようにした」「ようにさせた」のように、過去形になっており、主文の事態と補文の事態との時間的な差は明らかである。したがって、(72)、(73)では「6時に」が同時に主文と補

文の両方にかかる解釈は不可能なわけである。次に、②の主文にのみかかる解釈が可能である点に関して考えてみる。これは、「～ようとする」「～ようにさせる」構文が働きかけの結果を必ずしも含意しないという意味的特徴を持つことから説明できる。つまり、「～ようとする」「～ようにさせる」構文は、働きかけの結果を含意しない未実現の結果を表すため、「6時」に働きかけが行われたとしても、働きかけの結果は実現しなくてもいいわけで、「6時に」は働きかけを表す主文にのみかかることができるるのである。それに対して、「動詞+(さ)せ」構文は、被使役事態の実現を含意しているため、主文の使役行為が行われたということは、必ず働きかけの結果である補文の事態が実現することをも保証しなければならないため、「6時に」という副詞句が、主文にのみかかることは不可能であると考えられる。

ここで、時間副詞句の解釈と関連して小出(1994)であげている④の意図性あるいは計画性について検討してみる。

- (74) a. 犯人は、2時間後に爆弾を爆発させた。
b. 犯人は、2時間後に爆弾が爆発するようにした。 (50)の再掲

小出(1994)は、(74a)では「2時間後に」が犯人の使役行為と爆弾が爆発する時間を同時に指すのに対して、(74b)では、「2時間後に」が、爆弾が爆発する時点のみを指すと指摘し、それは「～ようとする」構文が、意図性・計画性を表すからであると説明している。しかし、これは充分な説明にはならない。(74a)と(74b)における時間副詞句の係り方の違いを説明するためには、先にも述べたように、「ように」節の述語が現在時制で現れるという事実との関連づけが必要である。つまり、(74b)においては被使役事態は使役行為が行われる時点に対して相対的に未来になるため、使役行為と被使役事態が同時に起こることは不可能である。したがって、(74b)では「2時間後に」が主文と補文の両方にかかる解釈は生じず、主文か補文のどちらか一方にかかる解釈しかできない。そして、(74b)では補文にのみかかる解釈が選択されているだけである。ここで、さらなる問題が生じる。それは、先の(73)では可能だった主文にのみかかる解釈が、なぜ(74b)では不可能なのかという点である。この違いは「6時に」と「2時間後に」という副詞句の違いによるものである。「2時間後に」という副詞句の「後」は reference time(基準時)が必要となるが、(74b)ではこの reference time(基準時)が使役行為が行われる時点となり、「2時間後に」という

副詞句は補文の事態が行われた時点を指すことになる。

以上から、「～ようとする」「～ようにさせる」構文が持つ基本的な意味は、他動化や使役化の結果、すなわち補文主語の状態変化が「未実現(結果指向)」のものであるということを表すところにあると考えられる。そのように捉えると、補文主語の状態変化を含意する「～くする」「～くさせる」構文との意味的違いが浮き彫りになってくる。

5.3.2.5 補文の制約

「～ようとする」「～ようにさせる」構文の補文には、5.2.2節でも触れたように、次の(75)のような述語が形容詞・形容動詞、「名詞+だ」で構成される状態述語文はくることができない。(75c)は「ように」を例示の意味を表す「ようだ」の連用形として捉え、「彼女が息子を医者のような人物にする」という解釈でなら成立するが、「～ようとする」構文としては成立しない。

(75) a. *太郎は部屋が明るいようにした。 (9)の再掲

a'. *太郎は部屋を明るいようにさせた。

b. *太郎は花子が不安なようにした。

b'. *太郎は花子を不安なようにさせた。

c. *彼女は息子を医者のようにした。

c'. *彼女は息子を医者のようにさせた。

このような補文の制約に関して、本論文では、「ようとする」「ようにさせる」の「ように」の意味から説明することを試みる。永野(1969)で述べているように、「ように」の最も抽象的な意味は、「……の状態である」「……と同じ様子である」であるとされるが、このような「ように」の意味が補文の制約と関係しているのではないだろうか。つまり、すでに状態を表す状態述語文は状態の意味を持つ「ように」とは相容れないのではないかということである。

しかし、先に述語が「可能動詞」「動詞+ない」「動詞+やすい」のように状態を表しているにもかかわらず、「～ようとする」「～ようにさせる」構文が成立することを見た。すると、補文が状態を表す場合、状態を表す「ように」とは相容れないため、成立しない

とした説明したのとは矛盾してしまうことになる。この問題に関しては、現段階では明確な説明を提示することはできないが、少なくとも次のような可能性は排除できないと考えられる。つまり、形容詞・形容動詞、「名詞+だ」が表す状態と、「可能動詞」「動詞+ない」「動詞+やすい」が表す状態を同一視することはできないということである。なぜなら、後者は動詞に「ない」や「やすい」が後続することによって状態性を帯びるようになったとはいえ、動詞が持つ動作性というのが完全に消えるわけではないように思われるからである。そして、このような動作性が「～ようとする」「～ようさせる」構文を成立させる要因になっているのではないだろうか。⁵

また、次の(76)のように願望文も「～ようとする」「～ようさせる」構文の補文にくることが難しいようである。願望文は主語の感情を表す性格を持つが、そのような主観的な性質の状態が他動化・使役化になじまないためではないかと考えられる。しかし、「～くする」「～くさせる」構文では「寂しくさせる」「悲しくさせる」など主語の感情を表す場合にも使役化が成立するという事実から、他の要因が働いている可能性も考えられる。「～ようとする」「～ようさせる」構文には形容詞述語文は補文になれないという制約があるが、この制約からすると「動詞+たい」は形容詞的な性格が強い述語であるという見方も可能である。

次の(77a)は一見「ようさせる」が願望文を補文に取ることができるかのように見えるが、(77a)は(77b)の使役文であり、(77a)の「したいようにさせる」では、「したいように」が副詞句として用いられているだけである。つまり、(77a)の「ようさせる」は一つの形式ではなく、したがって、(76b)の「ようさせる」とは異なるものである。

(76) a. ??先生は太郎が勉強したいようにした。 (8)の再掲

b. ??先生は太郎に勉強したいようにさせた。

(77) a. 子どものしたいようにさせるのが、私のやり方なんです。

*5 状態述語文の場合でも、次の(1)のように否定の「ない」を後続させると、許容度が上がる場合がある。しかし、(1)では「ように」節が副詞節として用いられ、「～ようとする」構文とは別の構文である可能性が高い。

(1) a. 太郎は部屋が暗くないようにした。

b. 太郎は部屋が寒くないようにした。

- b. 子どもがしたいようにする。

5.3.3 「する」と「させる」の選択原理

「～ようとする」と「～ようになる」は「～ようになる」と自他と使役の関係にあるが、他動詞文「～ようとする」と自動詞文の使役文「～ようになる」は同じ項構造を持ち、ほぼ同様の事態を表すため、両形式は対立を成す。そこで、どのような場合に「～ようとする」が選択され、どのような場合に「～ようになる」が選択されるかという選択問題が生じるが、この問題は他動性と使役性の違いに帰結する問題である。

- (78) a. 彼女はピーマンを天ぷらにして食べやすいようにした。
b. ?彼女はピーマンを天ぷらにして食べやすいようにさせた。
(79) a. 界面活性剤とは、油が水に溶けるようにするものである。
b. ?界面活性剤とは、油を水に溶けるようにさせるものである。

(78)、(79)では「を」格名詞句が「ピーマン」「油」のような無生物であるため、「ピーマン」が食べやすいようになったり、「油」が水に溶けるようになったりする状態変化は主語である「彼女」や「界面活性剤」のコントロール下にある。したがって、他動詞文の(78a)、(79a)が選択されている。

ところが、次の(80)～(82)のように補文の主語が無生物の場合にも使役文が用いられている例も見当たる。これらの例に関しては「する」と「させる」の中和現象という観点から今後考察を深めていきたい。

- (80) 蛍光塗料で夜間の自転車を目立つようにさせるプレート。
(81) ただし、犬なら何でもいいわけではない。まず訓練に使うタオルに興味を持つかどうかが第一関門。その後、麻薬を入れた袋をタオルにつけて、タオルと麻薬が条件反射的に結びつくようにさせる。
(82) これがVチップ。VはViolenceの頭文字から取っている。テレビの受像器に内蔵させて使う。テレビ局があらかじめ過激度に応じて番組を格付けし、それぞれ信号をつけて放送すると、これを感知して視聴者が指定したランク以上の

番組を映らないようにさせる。

次は補文主語が有生物の場合について検討してみる。

- (83) a. 医者は太郎が煙草を吸わないようにした。
b. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせた。
- (84) a. 太郎は花子が料理を作るようとした。
b. 太郎は花子に料理を作るようさせた。

(83)、(84)では働きかけの対象が有生物にもかかわらず、他動詞文も使役文も成立している。このことから、「～ようとする」「～ようさせる」構文では補文主語が有生物の場合には他動詞文と使役文の選択に制約がないことが分かる。これは他の他動化形式「～くする」や第6章で考察する「形容詞+める」と対照的である。この点に関しては、次のような可能性が考えられる。「～くする」構文や「形容詞+める」構文においては働きかけの対象が「を」格で標示されるのに対して、「～ようとする」構文においては補文の主語が基本的には「が」格で標示されるため、主語の働きかけが直接補文の主語に及ぶという意味が薄れてしまい、他動詞文も制約なしに選択されるのではないかということである。

5.4 おわりに

以上、本章では、「ようとする」を他動化形式として、「ようさせる」を使役化形式として規定し、その構文的特徴と意味的特徴について考察を行った。構文的特徴に関しては、「ようになる」と「ようとする」が自他関係に、「ようになる」と「ようさせる」が使役関係にあることを述べた。そして、この自他と使役の関係は、「～くする」「～くさせる」構文においても平行して見られることを指摘した。意味的特徴に関しては、「～ようとする」「～ようさせる」構文の補文は、他動化・使役化の結果を表しており、その「結果」というのは、具体的にいえば、補文主語の状態変化であることを述べた。さらに、補文主語の状態変化は、未実現の結果(結果指向)であることを指摘し、それは、「～ようとする」「～ようさせる」構文では、補文の述語が現在時制で現れることに基づくと説明した。

最後に、本論文の主旨とは直接かかわらないが、「ようにする」形が二重使役構文(double causation)を構成するということに関して若干の考察を加えておきたい。

二重使役構文とは、使役構文をさらに使役化した文である。例えば、次の(85a)は、「歩かせ+させ」から分かるように、使役文「次郎が一郎を歩かせた」をさらに使役化した文である。

- (85) a. 太郎が次郎に一郎を歩かせさせた。 Shibatani(1976)
b. 太郎が次郎に一郎を歩かせた。
c. 太郎は次郎が一郎を歩かせるようにした。

Shibatani(1976)は、日本語の二重使役構文の場合、「させ」が重複するのを避けるため、日本語の母語話者は、(85a)ではなく、(85b)の方が自然であると判断すると指摘している。しかし、(85a)の二重使役構文は(85b)でも表せるが、もっと自然なのは、(85c)のように「ようにする」形を用いた文ではないかと思われる。また、否定文を含む二重使役の場合にも「ようにする」形は有効である。

- (86) a. ??私は花子に子供を泣かせなくさせた。
b. 私は花子が子供を泣かせないようにした。

(86a)は「花子が子供を泣かせない」という使役文をさらに使役化した二重使役構文であるが、大変不自然な文になってしまう。一方、(86b)の「ようにする」を用いた二重使役構文は自然な文になっていることが分かる。このように、「ようにする」形は、二重使役構文を構成することができると考えられる。今後、「ようにする」が構成する二重使役構文に関してさらなる考察を進めていきたい。